

名家連ニュース

令和6年9月18日(水)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX(052)846-5576 NO.1011号

9月15日の代表者会議で精神保健福祉法の改正内容に関する意見交換がありました。主な改正点を紹介します。(詳細は厚生労働省のホームページをご参照下さい/事務局より)

◆ 令和6年4月1日施行 精神保健福祉法の主な改正点 ◆

1. 入院期間の法定化と更新の手続き

医療保護入院の入院期間は、入院から6カ月を経過するまでは3カ月以内とされます。入院から6カ月を経過した後は更新できる入院期間は6カ月以内とし、更新した場合には、「医療保護入院者の入院期間更新届」の作成が義務付けられました。

2. 入院時または入院期間の更新に際する家族同意

入院時だけでなく、入院期間の更新時においても家族等の同意が必要となりました。

3. 医療機関における虐待防止の措置の義務化

病院の管理者は、虐待防止のための研修や相談体制の整備をすること及び指定医はそれに協力することが義務付けられました。



病院内で業務従事者による障害者虐待を発見した場合は、誰もが都道府県に通報する義務及び通報者の保護や虐待状況の公表についても法律で定められました。

4. 地域生活への移行を促進するための措置

退院後生活環境相談員について、措置入院者にも選任することを義務化。

地域援助事業者の紹介(現行努力義務)を義務化するとともに、措置入院者にも適用。

医療保護入院者退院支援委員会について、入院後1年を経過する者に対しても開催する。

※退院後生活環境相談員：平成26年の精神保健福祉法改正で医療保護入院者には「退院後生活環境相談員」を配置することが義務付けられました。

第三十三条の四：医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、退院後生活環境相談員を選任し、その者に医療保護入院者の退院後の生活環境に関し、医療保護入院者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

5. 入院者訪問支援事業

令和6年4月から入院者訪問支援事業が都道府県等の任意事業として位置づけられました。実施主体は都道府県および指定都市、特別区、保健所設置市です。

市町村同意による医療保護入院者を対象に、本人の希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を行う訪問支援員を派遣する事業です。